

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）となった者及びドナーにドナー休暇を付与した事業所（以下「事業所」という。）に対し、南部町骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

(交付対象及び助成金の額)

第2条 助成金の交付対象及び助成金の額は次のとおりとする。

助成区分	交付対象	助成金の額
ドナー助成事業 （ドナーに対して、骨髄等の移植に要した日数に応じて助成金を交付する助成をいう。）	次のいずれにも該当するドナー ア 骨髄等の提供の完了を証明する書類の交付を受けた者 イ 骨髄等の提供が行われた日において、町内に住所を有していた者 ウ この要綱による助成金と同様の趣旨の他の助成金等の交付を受けていない者	骨髄等の提供に要した通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額。ただし、1回の提供につき14万円を限度とする。
事業所助成事業 （ドナー休暇制度を導入している事業所に対して、ドナーが取得したドナー休暇の日数に応じて助成金を交付する助成をいう。）	次のいずれにも該当する事業所 ア 町内に住所を有するドナーが勤務している青森県内の事業所で、当該ドナーに対しドナー休暇を付与したもの イ 国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人でない者 ウ この要綱による助成金と同様の趣旨の他の助成金等の交付を受けていない者 エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は役員等が暴力団の構成員でない者	ドナーに対して付与したドナー休暇の日数に1万円を乗じて得た額。ただし、1回の提供につき7万円を限度とする。

備考

- 1 通院又は入院とは、次に掲げるものをいう。ただし、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院及び入院を除く。
 - (1) 骨髄等の提供前及び提供後の健康診断に係る通院
 - (2) 骨髄等の採取の準備に係る通院又は入院
 - (3) 骨髄等の採取に係る入院
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面談等
- 2 ドナー助成事業の場合において、ドナーが属する企業、団体等のドナー休暇制度（骨髄等を提供するに当たり必要な骨髄バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別有給休暇として認め

る制度をいう。)の利用が可能であった場合は、当該利用が可能であった日数を通院又は入院の日数から減ずるものとする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める申請書に添付書類の欄に定める書類を添えて、骨髓等の提供が完了した日から90日以内に町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

助成区分	申請書	添付書類
ドナー助成事業	南部町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(ドナー用)(様式第1号)	1 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類の写し 2 骨髓等の提供に要した通院又は入院の日数を証する書類の写し 3 勤務している事業所にドナー休暇制度がないこと又は全部若しくは一部の期間でドナー休暇を取得していないことを証する書類 4 その他町長が必要と認める書類
事業所助成事業	南部町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(事業所用)(様式第2号)	1 ドナーが勤務することを証する書類 2 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類の写し 3 ドナー休暇制度を導入していることを証する書類 4 ドナーがドナー休暇を取得した日数を確認できる書類 5 その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、交付の可否を決定し、南部町骨髓移植ドナー支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第5条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に骨髓等の提供をした者及び当該者を雇用する事業所について適用する。